

荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令案（仮称）について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）による改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項^{※1}において、荷主事業所管大臣は、法第 33 条第 1 項の基本方針に基づき主務省令で、荷主（第一種荷主^{※2}及び第二種荷主^{※3}をいう。以下同じ。）が運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加及び運転者の荷待ち時間等の短縮を図るために講ずべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めるものとされている。

このため、主務省令において、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るために荷主が取り組むべき具体的内容を示す必要がある。

なお、当該内容については、令和 6 年 6 月から開催された「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」（以下「三省合同会議」という。）において、有識者委員による議論が行われてきたところであり、三省合同会議の取りまとめの内容に即して定めるものである。

2. 概要

(1) 運転者の運送及び荷役等の効率化の実施の原則（第 1 条関係）

荷主は、法第 33 条第 1 項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の目標を達成するため、その事業の特性、従業者の安全の確保の必要性その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。

(2) 運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加（第 2 条関係）

(i) 第一種荷主は、以下に定めるところにより、法第 37 条第 1 項第 1 号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

① 貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せ、配送の共同化、帰路における

※1 改正法のうち、公布の日から 1 年以内に施行する部分が施行した後の条番号。以下法の条番号について同じ。

※2 自らの事業（貨物の運送の事業を除く。）に関して継続してトラック事業者が貨物の運送を行わせることを内容とする契約を締結する者。（法第 30 条第 8 号）

※3 自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して継続して貨物（自らがトラック事業者が運送を委託する貨物を除く。）をトラックドライバー（他の者に雇用されている者に限る。）から受け取る者又は他の者をして受け取らせる者／引き渡す者又は他の者をして引き渡させる者。（法第 30 条第 9 号）

車両への貨物の積載その他の措置により、その雇用する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量を増加させることができるよう、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を適切に決定すること。

- ② 貨物の量の平準化を図ること、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ることその他の措置により、貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。
 - ③ 配車、運行等に関する情報システムの導入及び運用を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。
 - ④ ①、②及び③に掲げる措置が適正かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る各部門間の連携を促進すること。
- (ii) 第二種荷主は、次に定めるところにより、法第37条第4項第2号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① 第一種荷主が(i)①、②及び③に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、必要な協力を行うこと。
 - ② ①に掲げる措置が適正かつ円滑に行われるよう、貨物の受渡しに係る各部門間の連携を促進すること。

(3) 運転者の荷待ち時間の短縮（第3条関係）

- (i) 第一種荷主は、次に定めるところにより、法第37条第1項第2号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう配慮して貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を決定すること。
 - ② 当該第一種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置（施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。（ii）②において同じ。）の導入を行い、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着時刻を調整すること。
 - ③ 当該第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に受寄物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。
- (ii) 第二種荷主は、次に定めるところにより、法第37条第4項第1号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう配慮して貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を指示すること。
 - ② 当該第二種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置の導入を行い、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着時刻を調整すること。
 - ③ 当該第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に受寄物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。

(4) 運転者の荷役等時間の短縮（第4条関係）

- (i) 第一種荷主は、次に定めるところにより、法第37条第1項第3号に掲げる

措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

- ① パレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具を導入すること、一貫パレチゼーション（輸送、荷役又は保管の各段階において同一のパレットを使用することをいう。）の実現のために日本産業規格その他の標準化された規格に適合するパレットを使用すること、運転者の荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行うこと、フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置することその他の措置により、荷役等の効率化を図ること。
 - ② 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査（以下②及び（ii）において単に「検査」という。）を効率的に実施するための機械を導入すること、取引先に対して貨物に係る情報を事前に通知すること、検査を合理的に実施することその他の措置により、検査の効率化を図ること。
 - ③ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保することにより、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。
- （ii） 第二種荷主は、次に定めるところにより、法第37条第4項第3号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① 検査を効率的に実施するための機械を導入すること、検査を合理的に実施することその他の措置により、検査の効率化を図ること。
 - ② フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置することその他の措置により、荷役等の効率化を図ること。
 - ③ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保することにより、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。

（5）実効性の確保（第5条関係）

荷主は、（2）、（3）及び（4）の措置の実効性を確保するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下（5）において単に「効率化」という。）を図るため、効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。
- ② 運転者の荷待ち時間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。
- ③ 当該荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設における荷待ち時間等の短縮を図るため、（3）及び（4）に規定する措置その他の効率化のための措置に関し、当該者から提案を受けた場合にあっては、当該提案に係る措置に協力すること。
- ④ 物資の流通に係るデータの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。
- ⑤ 運送役務の内容その他の事情に応じた価格の設定をすることその他の措置により、関係事業者が貨物の運送に関する費用を把握するよう努めること。
- ⑥ 効率化のための取組を効果的に行うため、国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

※ なお、三省合同会議の取りまとめにおいて記載があるものの、本命令案で規定することとしていない内容については、今後策定予定の解説書等において記載する予定。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年2月

施 行：改正法の施行の日（令和7年4月予定）